

愛知県生涯学習審議会等運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、愛知県生涯学習審議会条例（平成5年愛知県条例第2号）第8条の規定に基づく愛知県生涯学習審議会（以下「審議会」という。）の運営及び第5条第7項の規定に基づく社会教育分科会（以下「分科会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 審議会の会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、審議会が会議の一部又は全部を公開しない旨を決定したときは、この限りではない。

- (1) 愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）第7条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して調査審議等を行う場合
- (2) 審議会を公開とすることにより、当該審議会の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

(関係人の出席)

第3条 審議会は、必要があると認めるときは、関係人に対し、出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。

(傍聴)

第4条 会議は傍聴することができる。ただし、審議会において非公開としたときは、この限りではない。

- 2 傍聴の手続き、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

(会議録)

第5条 審議会は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席及び欠席した委員の氏名
- (3) 会議に付した事項
- (4) 議事の経過
- (5) その他審議会が必要と認めた事項

- 2 会議録は、出席した委員のうち会長が指名する者2人が署名するものとする。

- 3 会議録の保存年限は、5年とする。

(分科会)

第6条 分科会は、分科会長が招集する。

- 2 分科会は、委員の半数以上が出席しなければこれを開き、議決をすることができない。
- 3 分科会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、分科会長の決するところによる。
- 4 分科会においては、第2条から第5条までの規程を準用する。

(報酬)

第7条 報酬は、会議に出席した日に対して支給する。

- 2 社会教育委員としての報酬は無償とする。

(庶務)

第8条 審議会及び分科会の庶務は、愛知県教育委員会生涯学習課において処理する。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、平成24年6月20日から施行する。